

秦野市犯罪被害者等支援条例を制定することについて

秦野市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、本市、市民、事業者等の役割を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、制定するものであります。

秦野市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、並びに本市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で本市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらに準じる者をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。
- (5) 市民等 本市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は本市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 本市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の本市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行われるものとする。

- 2 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正で、経済的負担について配慮された、利用しやすいものとする。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、本市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- 4 本市、関係機関等、市民等及び事業者は、二次被害及び再被害の防止に配慮するものとする。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 本市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。
- 3 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等の被害により直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

- 2 市民等は、本市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害について事業者に求められる各種手続等についても十分に配慮するよう努めるものとする。

(総合支援事業による支援)

第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次の各号に掲げる総合支援事業を行うものとする。

- (1) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、次に掲げる支援金の支給その他必要な支援を行うこと。

- ア 遺族支援金
- イ 重傷病支援金
- ウ 性犯罪被害支援金

- (2) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、カウンセリングの実施その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための支援その他必要な支援を行うこと。

2 総合支援事業の実施について必要な事項は、規則で定める。

(本市内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援)

第8条 本市は、本市内に住所を有しない者が本市内で発生した犯罪等により被害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第4条第3項に規定する支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第9条 本市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(人材の育成)

第10条 本市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

(民間支援団体への情報の提供等)

第11条 本市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性を考慮し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な取組を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 本市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯

罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な取組を行うものとする。

(意見の聴取)

第13条 本市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

秦野市犯罪被害者等総合支援事業実施規則制定案のあらまし

1 総合支援事業として実施する事業

条例第 7 条に規定する総合支援事業として本市が実施する事業は、次のとおりとすること。

- (1) 支援金支給事業
- (2) 日常生活等支援事業
- (3) 専門相談支援事業

2 支援金支給事業の主な内容

(1) 概要

条例第 7 条第 1 項第 1 号の規定による支援金の支給は、次のとおりとすること。

区分	内容	支給対象者	支給額
遺族支援金	死亡した場合に支給	被害者遺族を代表する者	50 万円 ^{※1}
重傷病支援金	重傷病を負った場合に支給	被害者本人	10 万円 ^{※2}
性犯罪被害支援金	性犯罪の被害を被った場合に支給	被害者本人	5 万円

※1 既に重傷病支援金の支給を受けている者が、同一の犯罪被害に起因して死亡した場合は、40 万円

※2 既に性犯罪被害支援金の支給を受けている場合は、5 万円

(2) 支給の制限

支給対象者が次のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

ウ 犯罪被害者の被害が加害者の過失によるものであるとき。

エ 同一の犯罪被害について、この規則による支援金と同種のものの支給

を国又は他の地方公共団体から受けているとき。

オ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(3) 申請の期限

支援金の申請は、犯罪が行われた日から起算して2年を経過した日以後は、することができないこと。ただし、その期限までに申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこと。

3 日常生活等支援事業の主な内容

(1) 概要

条例第7条第1項第2号及び第3号の規定による費用の助成は、次のとおりとすること。

区分	内容	助成対象者	助成額等
配食サービス費用の助成	配食サービスの利用に要した費用を助成	被害者本人、被害者家族、被害者遺族	1名につき1日当たり 1,000円を上限とし、30日まで
一時預かりサービス費用の助成	小学校就学前の児童又は小学校の児童の一時預かりサービスの利用に要した費用を助成	被害者本人、被害者家族又は被害者遺族のうち犯罪被害者の子を監護するもの	子1名につき1日当たり 8,500円を上限とし、10日まで
転居費用の助成	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難な場合に、転居に要した費用を助成	被害者本人又は被害者遺族 (加害者の過失によるものを除く。)	1件の犯罪被害につき20万円を上限とし、1回まで

(2) 助成の制限

助成対象者が次のいずれかに該当するときは、費用を助成しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、費用の助成をすることが

社会通念上適切でないと認められるとき。

ウ 過失による被害においては、被害者に重大な過失があったとき。

エ 同一の犯罪被害について、この規則による助成と同種のものの助成を国又は他の地方公共団体から受けているとき。

オ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(3) 申請の期限

助成の申請は、犯罪が行われた日から起算して1年（配食サービス費用の助成にあっては、60日）を経過した日以後は、することができないこと。ただし、その期限までに申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでないこと。

4 専門相談支援事業の主な内容

(1) 概要

条例第7条第1項第4号の規定による法律相談及び同項第5号の規定によるカウンセリングは、次のとおりとすること。

区分	内容	対象者	方法等
法律相談	犯罪被害者等が犯罪被害により直面している法律上の問題について、犯罪被害に精通する弁護士により実施	相談内容が次のいずれかに該当する者 (1) 犯罪被害の届出又は告訴に関すること。 (2) 警察又は検察庁における犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等に関すること。 (3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等に関すること。 (4) 検察審査会、被害者等通知制度等に関すること。 (5) マスコミ及びインターネット上の誹謗中傷に対する対策等、二次被害の防止に関すること。 (6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援に関すること。	1回当たり60分を目安とし、利用開始日から起算して3年以内に2回まで

<p>カウンセリング</p>	<p>犯罪被害者等 が犯罪により 受けた精神的 な被害が早期 に軽減し、又 は回復するこ とができるよ う、心理学的 な専門知識及 び技術を有す るカウンセラ ーにより実施</p>	<p>相談内容が次のいずれかに該 当する者</p> <p>(1) 心や身体についての悩み に関する事 こと。</p> <p>(2) 家族関係の問題に関する 事 こと。</p> <p>(3) 職場、学校等の日常生活 上の問題に関する事 こと。</p> <p>(4) 対人関係の問題に関する 事 こと。</p>	<p>1回当たり 60分を目 安とし、利 用開始日か ら起算して 3年以内に 10回まで</p>
----------------	--	---	--

(2) 実施の制限

専門相談の対象者が次のいずれかに該当するときは、専門相談を実施しないことができること。

ア 犯罪を誘発したときその他犯罪被害についてその責めに帰すべき行為があったとき。

イ 加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談の実施をすることが社会通念上適切でないときと認められるとき。

ウ 秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。

(3) 利用料

法律相談及びカウンセリングの利用料は、無料とすること。

5 様式

規則の規定により使用する様式を定めること。